

第2回共通到達度確認試験

令和3年1月10日実施

刑 法

試験時間 14:20～15:10 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出，問題冊子の持ち帰り，解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後，終了5分前までの間に限り，解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし，トイレ・急病等，やむをえない事情で退席される場合は，挙手をして試験監督員の誘導を受けて，一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め，試験終了後は，問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは，HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具（HB・B以外，シャープペンシル等）を使用した場合，採点装置で読みとることができず，無効と判断されることがあります。

試験時間中，机の上に置いておけるものは，受験票，学生証，鉛筆，メモ用のシャープペンシル，消しゴム，手動の鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡，衛生用品だけです。その他の物（六法，筆箱，眼鏡ケース等）はカバン等に入れてください。

マーカー，定規，ボールペン，耳せん，ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また，携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って，カバン等にしまってください。

3. 解答方法

問題は，正誤問題20問と五肢択一問題10問，合計30問あります。

記載されている試験科目と問題番号，解答欄をよく確認のうえ，マークしてください。

各問題につき1つのみマークしてください（2つ以上マークすると無効になります）。

誤ってマークした場合は，跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。

機械で採点しますので，解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。

問題冊子の印刷不鮮明，落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。

問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが，どのページも切り離してはいけません。

試験開始の指示があるまで，問題冊子を開いてはいけません。

自己採点をする場合は，問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合，「失格」とし，その時点以降の受験をお断りします。また，すでに受験した部分についても無効とし，採点は行いません。

①試験中に，他人に援助を与えたり，他人から援助を受けたりした場合

②他人に代わって試験を受けた場合

③他人に対する迷惑行為を行った場合

④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等，試験監督員の指示に従わなかった場合

⑤その他，不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は，本日中（20時頃まで）に公表します。法科大学院協会のウェブサイト（<http://www.lskyokai.jp/>）のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き，詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1 を、誤っている場合には 2 を選びなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 1

法人は、刑法典の罰則において犯罪の主体を示す「者」には含まれず、刑法典上の犯罪は成立しない。

問題 2

Xは、狩猟中にAを誤射して瀕死の重傷を負わせた。Xは、Aの様子を見て、どうせ助からないから早く楽にしてやろうと考え、誤射から3分後、殺意をもって、Aの胸部を銃撃し同人を即死させた。誤射による傷害だけで10分後にはAが死亡することが確実であったとしても、Xの2度目の銃撃とAの死亡との間には因果関係が認められる。

問題 3

結果的加重犯が成立するためには、加重結果について認識予見していることは不要だが、加重結果についての予見可能性は必要である。

問題 4

暴力団組長Xは、Aが借金をいつまでたっても返さず、しかもそのことを自慢話として言いふらしていたので、Aに強い怒りを抱いていた。Xは、Aに対して最後の機会を与えてやるつもりで、幹部Yに「最後にもう一度だけAに金を返すように言え。返さないと言うなら殺して海に沈めてしまえ」と命令した。Yは、Aの家を訪問し借金の返済を求めたが、Aがそれを拒んだため、Aを殺害し海に遺棄した。Yが、Aが借金返済を拒んだことをAの殺害前にXに報告していない場合でも、Xには殺人罪の故意が認められる。

問題 5

Xは、Aによってマンションの一室に監禁されていたが、大人しくしていればAから暴行を受ける危険はなく、食事もAから提供されていた。Xは、脱出する手段が他に何もなかったため、Aの目を盗んでストーブの火をカーテンに引火させ、壁・天井を焼損し人目を集めることによって監禁状態から脱した。この場合、Xの生命・身体に危険が迫っていなかった以上、マンション住民の生命・身体に危険を生じさせたXの放火行為には、緊急避難はもとより、過剰避難も成立しない。

問題 6

わざと負傷して入院し、保険会社から入院給付金をだまし取ることを企てたAから依頼を受け、その点につき共謀を遂げたXが、交通事故を装い、信号待ちで停車中のAが乗車している自動車（A車）に自分の運転する自動車で追突したところ、A車が交差点の中へと予想外に大きく押し出され、交差道路を走行してきた自動車と衝突してAが死亡するに至った。この場合、Aの死亡結果につき、Xには傷害致死罪が成立する。

問題 7

Xが殺意をもってAの胸部を包丁で刺し、致命傷を負ったAが病院で数日後に死亡した場合、Aを刺した時点でXに殺人未遂罪が成立し、Aが死亡した時点で殺人既遂罪が成立して、両罪は観念的競合となる。

問題 8

獣疫その他危害の予防のために必要な場合には、飼犬証票がなく飼主がわからない犬は「無主犬」とみなして警察がこれを殺害することができる、という趣旨を規定した県の「飼犬取締規則」を誤解したXが、鑑札を付けていないAの飼い犬を「無主犬」だと考えて殺害し、器物損壊罪で起訴された事件において、最高裁は【判旨】のような判断を示している。この最高裁の【判旨】は、「違法性の錯誤は、常に故意を阻却しない」とする見解を否定し、「違法性の錯誤に陥ったことにつき相当の理由がある場合には、故意が阻却される」という見解をとるべきことを示したものである。

【判旨】被告人Xは、県の飼犬取締規則を誤解した結果、「鑑札を付けていない犬はたとい他人の飼犬であつても直ちに無主犬と看做されるものと誤信していたというのであるから、本件は被告人において右錯誤の結果判示の犬が他人所有に属する事実について認識を欠いていたものと認むべき場合であつたかも知れない。されば原判決が……本件について犯意があつたものと断定したことは……犯意を認定するについて審理不尽の違法がある」。

問題 9

XがAに対して暴行を加え、傷害を負わせたところに、Yがやってきて、Xと共謀のうち、共同してAに対してさらに暴行を加えた場合、Yの関与後の暴行は、すでに生じていたAの傷害結果との間に因果関係を有することはないから、Yが自らの関与前の事情について認識し、傷害を負ったAが抵抗できない状態を利用して暴行行為に出ているとしても、Yには上記傷害について傷害罪の共同正犯は成立しない。

問題 10

殺人未遂の教唆犯は、単に殺人の実行をそそのかしただけではなく、その相手方において殺人の犯意が生じた時点で成立する。

問題 11

狩猟免許を有するXが私的な娯楽として狩猟を行う場合において、Xの狩猟行為を偽計や威力で妨害しても業務妨害罪は成立しないが、Xが人を熊と間違えて射撃したことにより被害者に傷害を負わせれば、業務上過失致傷罪が成立しうる。

問題 12

ショッピングモールで迷子になっている様子の幼稚園児を、「お父さんのところに連れて行ってあげる」とだまして自動車に乗せ、車内に閉じ込めて連れ去る行為には、監禁罪と未成年者誘拐罪の両罪が成立する。

問題 13

2項強盗罪が成立するには、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行または脅迫を用いて、相手方に財産上の利益の処分行為を強制することを要する。

問題 14

Xは、銀行の行員に対し、預金規定上の禁止に反して第三者に譲渡する意図を秘して、預金口座の開設およびそれにとまなう預金通帳の交付を申し込み、X本人が利用するものと誤信した行員による手続を経て、預金通帳の交付を受けた。この場合、詐欺罪の成立を肯定するには、第三者に譲渡する意思であることを銀行に告知する信義則上の義務違反による不作為の欺く行為をXに認める必要がある。

問題 15

Xは、白バイ隊員による交通検問を装い、合図に応じて停車した自動車の運転手Aに対し、「警察です。重大事件の捜査のため、車の下を調べるので車から降りてください」と嘘を言って、降車を求めた。その際、Xは、降車したAと入れ替わりに運転席に乗り込み、そのまま同車を運転して走り去り利用するつもりであったが、Aがエンジンキーを外してから降車したために、目的を遂げなかった。この場合、Xには詐欺未遂罪が成立する。

問題 16

Xは、AがB銀行に開設している預金口座のキャッシュカードをAから窃取し、これをB銀行の現金自動預払機に挿入し、同機を操作して、Aの預金口座からXがC銀行に開設している預金口座への振込送金を行った。この場合、振込送金行為について、窃盗罪（刑法 235 条）も詐欺罪（刑法 246 条 1 項および 2 項）も成立しない。

問題 17

製薬会社Aの元清掃員Bは、A社の開発した新薬に関する情報を無断で売却して利益を得たいと考え、A社の資料室に保管されていた新薬に関する書類の綴られたファイル1冊を窃取した。Bは当該書類を自宅でコピーしたうえで、当該コピーを購入するよう製薬会社Cの従業員Xに求めた。Xが情を知りながらもこれを購入した場合、Xには盗品等有償譲受け罪が成立する。

問題 18

Xは、A宅の玄関ドアを金属バットで叩いて凹損させた。当該ドアは、厚さ約3.5cm、高さ約200cm、幅約87cmの金属製開き戸で、A宅家屋に固着された外枠の内側に3個のちょうつがいと接合されており、工具を使用すれば取りはずしが可能であった。この場合、Xには建造物損壊罪は成立しえず、器物損壊罪が成立する。

問題 19

犯人が自ら逃げ隠れした場合、犯人隠避罪は成立しないが、犯人が他人を教唆して、自らを隠避させた場合には、犯人隠避罪の教唆犯が成立する。

問題 20

建造物等以外放火罪の成立には、公共の危険の発生が必要であるが、主観的には、放火して条文所定の物を焼損する認識さえあれば十分であり、焼損の結果公共の危険を発生させることまでの認識は必要がない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。ただし、争いのある場合には判例の立場によるものとする。

問題 21

つぎの【事例】とそれについての【決定要旨】に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【事例】

X は、手の平で患者の患部をたたいて自己治癒力を高めるという独自の治療を施す特別の能力をもつなどとして信奉者を集めていたが、信奉者 A から、脳内出血で倒れて病院に入院した同人の父 B の治療を依頼された。X は、脳内出血等の重篤な患者につき上記独自の治療を施したことはなかったが、A の依頼を受け、病院から遠く離れた X の滞在先ホテルで上記独自の治療を行うとして、A に指示して、なお痰の除去や水分の点滴等の医療措置が必要な状態にある B を入院中の病院から運び出させた。

X は、ホテルまで運び込まれた B の容態を見て、そのままでは死亡する危険があることをはじめて認識したが、上記の指示の誤りが露呈することを避ける必要などから、上記独自の治療を施すにとどまり、痰の除去や水分の点滴等 B の生命維持のために必要な医療措置を受けさせないまま約 1 日間放置した。B は、痰による気道閉塞に基づく窒息により死亡した。

【決定要旨】

「以上の事実関係によれば、X は、自己の責めに帰すべき事由により患者の生命に具体的な危険を生じさせた上、患者が運び込まれたホテルにおいて、X を信奉する患者の親族から、重篤な患者に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあったものと認められる。その際、X は、患者の重篤な状態を認識し、これを自らが救命できるとする根拠はなかったのであるから、直ちに患者の生命を維持するために必要な医療措置を受けさせる義務を負っていたものというべきである。それにもかかわらず、未必的な殺意をもって、上記医療措置を受けさせないまま放置して患者を死亡させた X には、不作為による殺人罪が成立」する。

- ア. 【決定要旨】は、不作為の殺人罪が成立するためには、先行行為の存在が常に必要であるとする趣旨である。
- イ. 【事例】について、A に保護責任者遺棄致死罪が成立する場合には、X に不作為の殺人罪は成立しない。
- ウ. 【決定要旨】は、X が A に指示して B を病院から運び出させた行為と、X がホテルで必要な医療措置を受けさせないまま放置した行為の双方を、処罰の対象となる

殺人罪の実行行為と解している。

エ. 【事例】を修正し、Bがホテルに運び込まれた時点ですでに痰による気道閉塞が生じており、Bにどのような医療措置を受けさせても救命も延命も確実であったといえない場合、Xに殺人既遂罪が成立することはない。

オ. 【事例】を修正し、XがAに指示を出してからBが死亡するまでの間、XにBが死亡する危険があるという認識がなかった場合には、Xに殺人既遂罪も殺人未遂罪も成立しない。

1. アイ
2. アウ
3. イオ
4. ウエ
5. エオ

問題 22

つぎの 2 つの見解に関するア～オの記述について、誤っているものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

I 説：認識した事実と発生した事実食い違いがある場合、双方が構成要件的評価として一致していれば、発生した事実について故意犯が認められる。この場合の構成要件は法益主体ごとに具体的にとらえられ、被害法益の主体が異なっていれば別の構成要件該当事実となる。

II 説：認識した事実と発生した事実食い違いがある場合、双方が構成要件的評価として一致していれば、発生した事実について故意犯が認められる。この場合の構成要件は抽象的にとらえられ、被害法益の主体が異なっても同一の構成要件該当事実となる。

ア．Xが、Aを殺害するつもりでAを狙って拳銃を撃ったが、弾丸はAの頭部をかすめ、意外なBの頭部にも命中し死亡させた。この事例においては、I説とII説のどちらに立っても、殺人既遂罪が成立する。

イ．Xが、Aを殺害するつもりでAを狙って拳銃を撃ったが、弾丸はAの頭部をかすめ、意外なBの頭部にも命中し重傷を負わせた。この事例においては、I説とII説のどちらに立っても、殺人未遂罪が成立する。

ウ．Xが、Aを毒殺しようと毒入りのワインをAの家に送り付けたが、同居していたAの妻Bと母Cがそのワインを飲んで死亡した。この事例において、Xが、A以外の家族が毒入りワインを飲んで死ぬかもしれないと認識していた場合、I説とII説のどちらに立っても、殺人既遂罪が成立する。

エ．Xが、Aの腕に傷を負わせようとして石を投げたが、石はAの足に当たって傷を負わせた。この事例においては、I説とII説のどちらに立つかによって、結論が変わることはない。

オ．Xが、殺意をもってAの首を絞め、Aは失神した。Aが死亡したと勘違いしたXがAを山中に埋めたため、Aは窒息死した。この事例においては、II説に立つ場合の方が、I説に立つ場合よりも重い犯罪が成立する。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 23

Xは、Aが鉄パイプで突然殴りかかってきたので、身を守るためにAの顔面を素手で1回殴った（第1暴行）。それに続いて、以下のア～オに示されたような事実が、それぞれ生じたものとする。ア～オのうち、Aの「鼻骨骨折」の傷害につきXに傷害罪が成立するものの組み合わせとして、正しいものを1つ選びなさい。なお、Xの第1暴行は、それ自体について見れば、正当防衛の要件を満たしているものとする。

ア. Aは、第1暴行によって尻もちをついたが、鉄パイプを手放さず、「ぶっ殺す」と言いながらすぐに起き上がる構えを見せた。Xは、Aの攻撃を阻止するために、その顔面を素手で1回殴った（第2暴行）。Aは、第1暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。なお、Xの第2暴行は、Aの再度の攻撃を阻止する行為として必要最小限度のものと認められた。

イ. Aは、第1暴行によって尻もちをついたが、鉄パイプを手放さず、「ぶっ殺す」と言いながらすぐに起き上がる構えを見せた。Xは、Aの攻撃を阻止するためにその顔面を素手で1回殴った（第2暴行）。Aは、第2暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。なお、Xの第2暴行は、Aの再度の攻撃を阻止する行為として必要最小限度のものと認められた。

ウ. Aは、第1暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、Xはそれに気づきながらも、Aに対して憤激し、もっぱら攻撃の意思で、倒れたAの背中を足で数回踏みつけた（第2暴行）。Aは、Xの第1暴行によって鼻骨骨折の傷害を負い、第2暴行によって肋骨骨折の傷害を負った。

エ. Aは、第1暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、Xはそれに気づきながらも、恐怖心から勢いあまって、Aが倒れた直後にその顔面を素手で1回殴った（第2暴行）。Aは、Xの第1暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。

オ. Aは、第1暴行によって意識を失い、その場に倒れたが、Xはそれに気づきながらも、恐怖心から勢いあまって、Aが倒れた直後にその顔面を素手で1回殴った（第2暴行）。Aは、Xの第2暴行によって鼻骨骨折の傷害を負った。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 24

以下の【事例 1】，【事例 2】について述べたア～オのうち，正しいものの組み合わせを 1 つ選びなさい。

【事例 1】

Xは，新年会で飲酒をするつもりで，自動車を運転して会場の飲食店に出向き，飲酒して泥酔状態に陥った。数時間後，Xは帰宅しようと考え，心神耗弱の状態です自動車を乗り込んで酒酔い運転を行った。

【事例 2】

Yは，精神病の症状を有しており，飲酒すると病的酩酊に陥って「周囲の人に殺される」という妄想を生じ，刃物を持ち出して周囲の人を攻撃するという危険な習癖をもっていた。Yは，自宅で多量の飲酒をしたために心神喪失の状態に陥り，「自分を暗殺しに来たAに殺される」という妄想に支配され，殺意を生じて包丁を持ち出し，客人のAを刺殺した。

- ア． Xが，最初から「自分で酒酔い運転をして帰宅する」という意図をもって飲酒を続けていた場合には，道路交通法上の酒酔い運転の罪について刑法 39 条 2 項の適用は認められない。
- イ． Xが，「帰りは家族に電話をかけて迎えに来てもらい，飲酒していない家族が運転する自動車に乗って帰宅する」という意図をもっており，事前に家族にもそのように頼んでいたが，新年会で飲酒しすぎて心神耗弱の状態に陥った後に運転の意思を生じ，自分で自動車を運転してしまったという場合には，酒酔い運転の罪について刑法 39 条 2 項の適用は認められない。
- ウ． Xが，最初から「自分で酒酔い運転をして帰宅する」という意図をもって飲酒を続け，自分で酒酔い運転をして帰路についたが，先行するB運転の自動車（B車）に腹が立ったので，突発的にBに対する傷害の故意を生じ，交差点でB車が停止した際にわざと追突してBに傷害を負わせたという場合，傷害罪については刑法 39 条 2 項の適用が認められる。
- エ． Yが，危険な習癖を自覚しており，習癖の発現を抑えるために飲酒を控える注意義務を負っていたと認められる場合には，Yには過失致死罪ではなく殺人罪が成立する。
- オ． 誰かがYの飲み物にアルコールを混入させており，アルコールを摂取したことについてYにはまったく落ち度がなかった，という場合には，Yには殺人罪ではなく過失致死罪が成立する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 25

つぎの【事例】におけるYの罪責を、下のそれぞれの【見解】から検討するとどうなるか。正しいものを1つ選びなさい。

【事例】

Xが書店で万引きをしたところ、それを発見した店長AがXを追いかけ、店の前の路上でXを組み伏せた。ちょうどそこを通りかかったXの友人Yは、Xに助けを求められ、事情をすべて察知したうえでXと意思を通じて、Xを解放するべく、Xに覆いかぶさっているAの頭部をいきなり強く蹴りつけた。

【見解】

- I. 事後強盗罪は、結合犯ではなく、刑法 65 条 1 項が適用される構成的身分犯である。
 - II. 事後強盗罪は、結合犯ではなく、刑法 65 条 2 項が適用される加減的身分犯である。
 - III. 事後強盗罪は、身分犯ではなく、結合犯であり、また、窃盗を実行した先行者との間で意思を通じて暴行を共同して行った後行者には、承継的共同正犯が認められる。
 - IV. 事後強盗罪は、身分犯ではなく、結合犯であり、また、窃盗を実行した先行者との間で意思を通じて暴行を共同して行った後行者には、承継的共犯は認められない。
1. I からは暴行罪の共同正犯が、II および III からは事後強盗罪の共同正犯が成立し、IV からは不可罰となる。
 2. I からは暴行罪の共同正犯が、III からは事後強盗罪の共同正犯が成立し、II および IV からは不可罰となる。
 3. I からは事後強盗罪の共同正犯が、II および III からは暴行罪の共同正犯が成立し、IV からは不可罰となる。
 4. I および III からは事後強盗罪の共同正犯が、II および IV からは暴行罪の共同正犯が成立する。
 5. I および IV からは暴行罪の共同正犯が、II および III からは事後強盗罪の共同正犯が成立する。

問題 26

誰でもアクセス可能なインターネット掲示板への書き込み行為に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを、後掲の参照条文を参考にして、1つ選びなさい。

- ア. 県議会議員に立候補したAが、長年にわたり反社会的勢力と強いつながりを有するというを書き込む行為は、当該事実が真実であることが証明できれば、名誉毀損罪で罰せられる余地はない。
- イ. 私人Bに性犯罪の前科があるというを書き込む行為は、当該前科が真実であることが証明できれば、名誉毀損罪で罰せられる余地はない。
- ウ. 私人Cと私人Dが不倫関係にあったということを、CとDが心中を遂げて両名とも死亡した後で書き込む行為は、当該不倫が真実である場合は、名誉毀損罪で罰せられる余地はない。
- エ. 国立E大学の試験会場に爆発物を設置するということを書き込む行為は、爆発物設置の意思を有することが真実である場合は、業務妨害罪で罰せられる余地はない。
- オ. レストランFで提供された飲食物に異物が入っていたということを書き込む行為は、当該異物混入が真実である場合は、信用毀損罪で罰せられる余地はない。

〔参照条文〕 刑法
(名誉毀損)

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第 230 条の 2 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(信用毀損及び業務妨害)

第 233 条 虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第 234 条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

1. アウ 2. イウ 3. イエ 4. ウエ 5. エオ

問題 27

つぎの【事例】に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

【事例】

パチスロ店A（以下、「A店」という）は、パチスロ機と乱数周期を同期させることによりボタンの押し順を判定し、大当たりが出る確率を飛躍的に高める機能を有し、もっぱら不正なパチスロ遊戯を行う目的で用いられる特殊な機器（以下、「特殊機器」という）の店への持込みや使用を禁止し、店内の掲示によりその旨を告知していた。XおよびYは、そのことを知りながら、特殊機器を使用して不正にメダルを取得する目的で、特殊機器を持ってA店に入店し、Xが、特殊機器を身体に装着し、これを使用してA店のパチスロ台①（以下、「台①」という）でパチスロ遊戯を行い、大当たりを連続して出すなどし、メダルを排出させて取得した。その際、Yは、Xが特殊機器を装着してパチスロ遊戯をしている姿を店内の防犯カメラや店員による監視から隠蔽する目的で、隣のパチスロ台②（以下、「台②」という）で通常の遊戯方法によりパチスロ遊戯を行い、メダルを排出させて取得した。

- ア. XおよびYに建造物侵入罪が成立する。
- イ. XとYが台①から取得したメダルと台②から取得したメダルを1つのメダル箱に入れたため、両台から取得されたメダルが混在した状態になった場合、取得したすべてのメダルについて、XとYに窃盗罪の共同正犯が成立する。
- ウ. Xが、特殊機器を使用する意図のもと、これを身体に装着した状態で、使用の機会をうかがいながら台①でパチスロ遊戯を開始し、途中から特殊機器を実際に使用して遊戯を続けた場合、特殊機器の実際の使用と因果関係のあるメダル取得についてのみ、窃盗罪が成立する。
- エ. Xが特殊機器を使用して台①からメダルを取得した行為については、Yも窃盗罪の共同正犯となるが、Y自身が台②からメダルを取得した行為については、窃盗罪が成立することはない。
- オ. Xが特殊機器を使用して台①からメダルを取得する際、メダルを再使用することなく直ちに店内のカウンターに持ち込んで景品に交換し、メダル自体は返却する意思であったとしても、メダルに対する不法領得の意思が肯定される。

1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

問題 28

つぎの【事例】に続いて、以下の各事実が生じた場合に、事後強盗既遂罪が成立するものを1つ選びなさい。

【事例】

ホームレス生活をしていたX（50歳，男性）は，某日午後1時ころ，A（60歳，男性）方に侵入し，財布を窃取し，数分後に戸外に出て，誰からも発見，追跡されることなく，自転車で約1km離れた公園に向かった。Xは，同公園で財布の中身を見たが，1万円余りしかなかったため少ないと考え，再度A方に盗みに入ることにして自転車で引き返し，同日午後1時30分ころ，A方に至った。

1. Xは，A方玄関の扉を開けたが，室内に人がいると気づき，扉を閉めて逃げようとした。ところが，Aに発見され，追いかけられたため，逮捕を免れるため，ポケットから大型のナイフを取り出し，刃先を示して左右に振りながら，「殺されたくなかったらおとなしくしろ」と申し向け，Aがひるんだ隙に逃走した。
2. Xは，A方に侵入後，現金を発見することはできなかったが，冷蔵庫から缶ビールやつまみを取り出し，これらを持ってA方の天井裏に上った。Xが天井裏でビールを飲むなどしていたところ，侵入から約1時間後，帰宅したAが異変に気づき，息子Bに連絡し，その約1時間後に駆け付けたBが天井裏に上った。Xは，Bに発見され，「泥棒，捕まえてやる」と言われたため，逮捕を免れるため，ポケットから大型のナイフを取り出し，刃先を示して左右に振りながら，「殺されたくなかったらおとなしくしろ」と申し向け，Bがひるんだ隙に逃走しようとしたが，Aにより取り押さえられ，警察に突き出された。
3. Xは，A方に侵入後，タンスの引出しを開けるなどして現金を物色していたところ，Aに発見された。そこで，この際，Aを脅して現金を奪おうと考えて，ポケットから大型のナイフを取り出し，刃先を示して左右に振りながら，「殺されたくなかったら金を出せ」と申し向け，反抗を抑圧されたAが差し出した現金2万円を奪って逃走した。
4. Xは，A方に侵入後，タンスの引出しを開けるなどして現金を物色していたところ，Aに発見された。そこで，現金を盗るのは諦め，逮捕を免れるため，ポケットから大型のナイフを取り出し，刃先を示して左右に振りながら，「殺されたくなかったらおとなしくしろ」と申し向け，Aがひるんだ隙に逃走した。
5. Xは，A方に侵入後，タンスの引出しを開けると現金3万円があったので，これをポケットに入れ，戸外に出ようとしたところでAに発見され，「泥棒，捕まえてやる」と言われ，手を掴まれそうになったので，逮捕を免れるため，Aの手を振り払って逃走した。

問題 29

つぎの【事例】について述べた以下の記述のうち、理由も含めて正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

【事例】

Xは、Aから1000万円を借り受けるにあたり、自己が所有する不動産（時価2000万円）にAのために第一順位の抵当権を設定する契約を締結したうえで、Aに対して抵当権設定に必要なすべての書類等が入った貸金庫の暗証番号を教えた。ところが、Xは、Aが当該抵当権の登記を怠っている間に、さらにBから1500万円を借り受け、当該不動産にBのために第一順位の抵当権を設定する契約を締結し、実際にその旨の登記を了した。

- ア. 【事例】では、Xが、「他人のためにその事務を処理する者」（事務処理者）であるかが問題になるが、事務処理者というためには、本人から事務処理について委託された者でなければならない。またこのような委託関係は契約によって生じていなければならない。【事例】における委託関係は、Aのために第一順位の抵当権を設定する契約から生じているから、Xは事務処理者といえる。
- イ. 【事例】では、Xに「自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的」（図利加害の目的）があったかが問題になるが、これを認めるためには、図利加害の意欲または積極的な認容がなければならない。Xには、自己の利益を図る意欲が認められるため、図利加害の目的は認められる。
- ウ. 【事例】では、Xが、「その任務に背く行為」を行ったのが問題になる。抵当権設定者における登記に関して抵当権者に協力する任務は、実際に当該抵当権の登記が完了するまで続くものであるから、Bのために第一順位の抵当権を設定する契約を締結し、その旨の登記を了したXの行為は、たとえAの抵当権の登記がAの怠惰を理由に未了であったとしても、「その任務に背く行為」といえる。
- エ. 【事例】では、Xが、Aに「財産上の損害を加え」たかが問題になる。確かに、Aの抵当権はもはやBの抵当権に劣後することになるが、Aは第二順位の抵当権者にはなれるのであり、また不動産の価格が変動しうることにかんがみれば、被担保債権の履行期が来るまでは、Xが、Aに「財産上の損害を加え」たかどうかを判断することはできない。
- オ. 【事例】を変えて、XがAから1000万円を借り受けたのではなく、2000万円でAに当該不動産を売却し、その代金の支払を受けていたとする。その後、当該不動産の所有権移転登記が未了であることに乗じて、Xが当該不動産にBのために第一順位の抵当権を設定する契約を締結し、その旨の登記を了した場合、Xには横領罪が成立する。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 30

つぎの記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. Xは、売買代金を詐取する目的で、公文書である（旧）営林署との国有林の売買契約書の金額欄を改ざんしたうえ、これを複写機で複写する方法により、あたかも真正な売買契約書を原形どおりに正確に複写したかのような形式、外観を有するコピーを作成した。この場合、Xには公文書偽造罪ではなく、私文書偽造罪が成立する。
- イ. Xは、Aという偽名を用いて就職しようと考え、虚偽の氏名、生年月日、住所、経歴等を記載し、Xの顔写真を貼り付けたA名義の履歴書を作成した。この場合、Xに私文書偽造罪は成立しない。
- ウ. Xは、弁護士であるAが自己と同姓同名であることを利用して、自らが弁護士Aであるように偽り、依頼者であるBに交付する目的で、「弁護士A」名義の弁護士報酬請求書、振込依頼書、領収証等の文書を作成した。この場合、Xに私文書偽造罪は成立しない。
- エ. Xは、無免許運転をしていたところ、警察官から取締まりを受けた。その際、Xは、「免許証は家に忘れて来ました」と言って、知人であるAの氏名等を称し、提出を求められた道路交通法違反（免許証不携帯）の交通事件原票中の供述書欄の末尾に「A」と署名した。この場合、たとえ事前にAから、交通違反の取締りの際にはA名義での文書を作成する旨の承諾を得ていたとしても、Xには私文書偽造罪が成立する。
- オ. Xは、自動車を運転する際にこれを携帯し、また一定の場合には、これを他人に提示等するために、運転免許証を偽造した。その後Xは、当該偽造した運転免許証を携帯して、自動車を運転した。この場合、Xには偽造公文書行使罪は成立しない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

- 試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院，年次，未修・既修の別，入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号，氏名等）は把握しません。
- 所属する大学における学業成績や司法試験の結果等と比較分析を行う場合があるため，その分析に必要な範囲内において，受験番号ごとの属性情報と成績を，8年間保管します。なお，この比較分析において，受験者が不利益を被ることはありません。
- 全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は，各法科大学院に提供され，必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は，各法科大学院で異なります。